

## 都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準

低炭素建築物新築等計画の認定を受けるためには「計画に記載された事項が基本的方針に照らして適切なものである」必要があります。

また、基本的方針においては、「都市の緑地の保全に関する制限等の内容に適合していない場合又は都市施設である緑地の区域内にある場合には認定は行わないことを基本とする」とされています。

このことを受け、県では「都市の緑地の保全に配慮されたもの」であるかを認定の要件とし、以下のとおりとします。なお、詳細は要綱第2条をご覧ください。

1. に該当する場合、その制限等に適合する旨を証明する書類（許可書・届出書等の写し）をご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

### 1. 認定にあたって制限等の内容に適合している必要があるもの

#### (1) 都市の緑地の保全に関連した区域内にあるもの

低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に定める区域内にあるものは、それぞれ定める緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合、認定できません。

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区

都市緑地法第34条に規定する緑化地域

都市緑地法第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条に規定する建築協定区域

環境の保全と創造に関する条例（平成7年条例第28号。以下「環境条例」という。）第97条に規定する環境緑地保全普通地区

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年条例第16号）第31条に規定する計画整備地区

#### (2) 都市において築物・敷地緑化が求められる一定規模以上のもの

低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、環境条例第118条の2に規定する市街化区域内の建築物であるものは、同条の規則で定める建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合、認定できません。

### 2. 区域内にあれば認定できないもの

低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にある場合、認定できません。